

令和4年度教育委員会定例会会議録

【日時】 令和4年8月2日(火)
【開会】 14時00分
【閉会】 15時38分
【場所】 教育文化会館 第4・5会議室

【出席委員】

教育長 小田嶋 満	教育長職務代理者 岡田 弘
委員 岩切 貴乃	委員 石井 孝
委員 田中 雅文	委員 野村 浩子

【出席職員】

教育次長 池之上 健一	
総務部長 柴山 巖	
教育政策室長 田中 一平	
教育環境整備推進室長 谷村 元	
職員部長 小澤 毅夫	
学校教育部長 大島 直樹	
健康給食推進室長 日笠 健二	
生涯学習部長 岸 武二	
総合教育センター所長 鈴木 克彦	
庶務課担当課長 喜多 智英	
文化財課長 竹下 研	教職員人事課課長補佐 永井 洋子
庶務課職員 波多野 智央	生涯学習推進課長 箱島 弘一
教育政策室担当課長 永石 健	生涯学習推進課担当課長 山口 弘
教育政策室担当係長 伊丹 裕子	生涯学習推進課担当係長 関 裕史
教職員企画課長 宮川 匡之	生涯学習推進課職員 齋藤 遼平
教職員企画課担当課長 重田 朋希	文化財課課長補佐 小柳津 貴子
庶務課課長補佐 伊藤 卓巳	青少年支援室担当課長 岡本 健二
教職員人事課長 細見 勝典	青少年支援室担当係長 上原 有貴
調査・委員会担当係長 葛山 久志	
書記 長谷川 俊太	

【署名人】

委員 野村 浩子	委員 岡田 弘
----------	---------

(14時00分 開会)

1 開会宣言

【小田嶋教育長】

ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。

2 開催時間

【小田嶋教育長】

本日の会期は、14時00分から15時15分までといたします。

3 会議録の承認

【小田嶋教育長】

6月の定例会の会議録を事前にお配りし、お目通しいただいていることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

4 傍聴（傍聴者 0名）

【小田嶋教育長】

本日は、傍聴の申出がございませんが、以後、会議中に傍聴の申出がございましたら「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<異議なし>

【小田嶋教育長】

では、そのように決定いたします。

5 非公開案件

【小田嶋教育長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、報告事項No. 4は、人事管理に係る内容であり、公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、報告事項No. 5からNo. 6及び議案第11号から第18号は、議会の報告及び議決案件で、これから議会に提案する案件であり、意思決定過程にあるもので、公開することにより、公正かつ適正な意

思決定に支障を生ずるおそれがあるため、これらの案件を非公開とすることによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。

なお、報告事項No. 5からNo. 6及び議案第11号から第18号につきましては、議会への報告及び提案後は公開しても支障がないため、会議録には掲載させていただきます。

6 署名人

【小田嶋教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

野村委員と岡田委員をお願いいたします。

7 報告事項 I

報告事項No. 1 令和4年第3回「市議会定例会」について

【小田嶋教育長】

それでは、まず、報告事項Iに入ります。

「報告事項No. 1 令和4年第3回市議会定例会について」の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

【喜多庶務課担当課長】

それでは、報告事項No. 1 令和4年第3回市議会定例会について、御報告させていただきます。

資料の表紙をおめくりいただき、2ページ目を御覧ください。

「令和4年第3回市議会定例会 議案概要及び会議結果」でございますが、これは令和4年6月6日から6月29日まで開会されました市議会定例会において、提案された全議案の一覧でございます。

このうち、教育委員会に係る議案といたしましては、3ページ目を御覧いただきまして、議案第70号「坂戸小学校校舎増築その他工事請負契約の締結について」、4ページを御覧いただきまして、議案第80号「黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について」の2議案でございます。6月23日の本会議におきまして採決が行われました。

結果につきましては、いずれの議案も全会一致で、可決されたものでございます。

続きまして、5ページをお開きください。

「令和4年第3回市議会定例会 代表質問発言者及び発言要旨」についてでございます。

代表質問は、6月15日・16日の2日間で行われ、資料は各会派からの代表質問の要旨を一覧にしたものでございます。このうち、教育委員会事務局に対する質問を網かけにしております。自民党からの質問といたしましては、「都市農業振興施策について」、「第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第3期実施計画の策定等、教育施策全般について」、「川崎市立学校における普通教室の空調設備更新について」、などの質問がございました。

7ページから12ページまでは、それぞれ共産党、公明党、みらいの順で各会派の質問を掲載しておりますので、後ほど、御覧いただければと存じます。

続きまして、13ページを御覧ください。

「令和4年第3回市議会定例会 一般質問発言要旨」についてでございます。

資料は、一般質問の開催日ごとに発言者と要旨を記載した一覧になっておりまして、一般質問は、6月24日から6月29日までの4日間で行われ、教育委員会事務局に対し、27名の議員から46項目の質問がございました。

20ページまで、各議員の質問要旨を掲載しておりますので、後ほど、御覧いただければと存じます。

以上で、令和4年第3回市議会定例会の報告を終わらせていただきます。

【小田嶋教育長】

ただいまの説明から、本件は、令和4年第3回市議会定例会で教育委員会事務局から提案した議案の採決結果及び議会での質問要旨の御報告でございましたので、この程度にとどめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 1について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 1は承認といたします。

報告事項No. 2 市議会請願・陳情審査状況について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 2 市議会請願・陳情審査状況について」の説明を、庶務課担当課長お願いいたします。

【喜多庶務課担当課長】

それでは、報告事項No. 2、市議会請願・陳情審査状況について御報告させていただきます。資料の表紙をおめくりいただき、2ページ目を御覧ください。

「市議会に提出された請願・陳情の審査状況」についてでございます。

本日は、前回御報告いたしました、令和4年4月19日開催の教育委員会臨時会以降に、文教委員会に付託、審査されました請願・陳情につきまして、御報告を申し上げます。

1ページおめくりいただき、3ページを御覧ください。

初めに、ページの下から2番目、請願第29号「少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書採択の要請に関する請願」でございます。

本件請願につきましては、令和4年6月7日に提出され、6月17日の文教委員会で審査が行われました。

5ページを御覧ください。

こちらが当該請願書となっております。請願の要旨といたしましては、国及び関係する行政機関に対し、意見書を提出することを求めているもので、内容が、1、行き届いた教育を実現するために、中学校・高等学校での35人学級を早急に実施することを始めとした学級編成標準の更なる見直しや、学級数によらない教職員の定数改善、「学級編成基準の弾力的運用」のための加配等、豊かな教育環境を整備するための予算を確保・拡充すること。

2、学校の働き方改革・長時間労働是正に向けて、教職員の加配や少数職種の配置増などの予算を確保・拡充すること。

3、義務教育費国庫負担制度を堅持すること、となっております。

審査の結果でございますが、委員から、「今回の請願要旨の行き届いた教育を実現するには、少人数学級は非常に重要なことであり、理解するところであるが、早急に導入する部分は、計画的、段階的な引下げが重要だと考えており、国の推移を見てから考えなければならない」などの意見から、不採択となりました。

続きまして、3ページにお戻りください。

ページの下から3番目、陳情第123号「川崎市電・トロリーバスを復元保存・活用に関する陳情」、ページの一番下、陳情第131号「市民館・図書館の管理・運営の考え方に関する陳情」、4ページを御覧いただきまして、陳情132号「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」における図書館への指定管理者制度導入についての陳情」、請願第34号「川崎市内の園児・児童・生徒の健全な成長、発達、発育のためマスク着用の制限緩和、教育活動及び教育現場の改善を求める請願」がそれぞれ提出され、文教委員会に付託されました。

これらの請願・陳情につきましては、今後、文教委員会で審査される予定でございます。

なお、各請願・陳情の概要につきましては、7ページ以降に当該請願書・陳情書を掲載しておりますので、後ほど、御覧いただければと存じます。

以上で、市議会請願・陳情審査状況についての御報告を終わらせていただきます。

【小田嶋教育長】

ただいまの説明から、本件は、前回の報告以降に文教委員会に付託・審査された請願・陳情書でございますので、この程度にとどめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 2について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 2は承認いたします。

報告事項No. 3 令和4年度川崎市教育委員会任期付職員（学芸員）採用選考の募集結果について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 3 令和4年度川崎市教育委員会任期付職員（学芸員）採用選考の募集結果について」の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

【喜多庶務課担当課長】

それでは、報告事項No. 3「令和4年度川崎市教育委員会任期付職員（学芸員）採用選考の募集結果について」御説明申し上げます。

お手元の資料で、左上に「報告事項No. 3」とある資料を御覧ください。

6月の教育委員会会議でお諮りしたとおり、令和4年6月13日から6月30日までを申込期間とし、文化財課で勤務予定の任期付学芸員の募集を行いました。参考として、募集案内をおつけしてございます。

募集結果につきましては、1名の募集に対し、申込者なし、という結果となりました。

今後につきましては、文化財課と協議しながら、欠員補充等の対応について検討してまいります。

説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

何か御質問等がございますでしょうか。

田中委員、どうぞ。

【田中委員】

どうも御説明ありがとうございました。

申し込みが無かったということで、大変残念な気がいたしますけれども、この申し込みが無かった原因であるとか、あるいは、今後の申し込みをしていただくための工夫など、何かそういったものがあれば教えていただきたいと思います。

【竹下文化財課長】

文化財課長の竹下でございます。

今回、1年6か月という期間での募集となりました。元を正しますと令和2年から5年までの4年間の任期付き埋蔵文化財専門職員を募集し、1名採用されたのですが、令和3年末で退職をしてしまいました。その補充ということで、まず、前回、令和4年4月1日から目指して2年間の期間での募集をしましたが、応募者がいなかったということで、今回、1年6か月という期間での再度の募集を、実施しましたけれどもまた応募者がいなかったということです。やはり、期間が短くなればなるほど、手を挙げていただく方としては、就労も不安定で長期で仕事ができないということと、埋蔵文化財という専門的な知識や技術が必要となりますが、専門性等を取得したところで終わってしまうようなところもあると思います。

やはり、4年という期間できちんと採用できることが大事だと思いますので、埋蔵文化財を大学だとかで学んでいる方、実際に、研究機関ですとか、自治体でこういった業務に携わっている方もおりますので、広報や周知にも工夫して多くの優秀な方に知ってもらい、手を挙げていただくことが必要と感じております。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

お願いします。

【田中委員】

そうすると、今回は、その4年間の中の残りの期間での募集なので非常に厳しかったというようなことだったと思うのですが、今度、ずれてもいいから今度は4年間で募集することはできないのでしょうか。

【小田嶋教育長】

お願いします。

【竹下文化財課長】

できないことは無いと思います。人事のほうの対応、専門職の在り方も含めて、行政としては埋蔵文化財の専門家は不可欠でございますので、実際、何とか現任職員で回している状況ではございますけれども、いわゆる現場に行くことが非常に多い業務になりますので、滞りの無いようにということで、時期も含めて検討したいと思っております。

【田中委員】

よろしく申し上げます。

【小田嶋教育長】

他にはいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、報告事項N o. 3について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項N o. 3は承認といたします。

<以下、非公開>

【小田嶋教育長】

以下、非公開となります。

8 報告事項Ⅱ

報告事項N o. 4 「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告」について

喜多庶務課担当課長が説明した。

報告事項N o. 4は承認された。

報告事項N o. 5 教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針に関する取組について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項N o. 5 教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針に関する取組について」の説明を、教育政策室担当課長、お願いいたします。

【永石教育政策室担当課長】

では、よろしく申し上げます。教育政策室担当課長永石でございます。

報告事項N o. 5 教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針に関する取組について、御説明申し上げます。

資料の報告事項N o. 5、概要版の「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針に関する取組について（令和3年度）」の資料で御説明いたします。

資料の2ページをお開きください。

川崎市教育委員会では、平成31年2月に策定いたしました「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」に基づき、教職員が心身ともに健康を維持し、やりがいや誇りを持ちながら業務を遂行できるように、また、業務の役割分担・適正化を着実にを行い、本来的な業務に一層専念できる環境を整備するなどの取組を推進してきたところでございます。

図にございますとおり、方針に基づく1次取組期間は、令和3年度末をもって終了しております。本日は、1次取組期間の最終年度、令和3年度を取組結果について御報告をいたします。

下段の「当面の目標」を御覧ください。

方針におきましては、当面の目標といたしまして、「正規の勤務時間を超える在校等時間が1か月当たり80時間を超える教職員をゼロにするとともに、45時間を超える教職員を減少させていく」を掲げてきたところでございます。

次のページをお開きください。

こちらからは、令和3年度の時間外在校等時間の状況について御説明いたします。

初めに、図表1から図表4までで、月間45時間、又は80時間を超える教職員の割合を校種別でお示ししております。また、※印のとおり、新型コロナの影響が少なかった令和元年度の数値を比較対象としてお示ししております。

グラフの見方でございますが、積み上げ棒グラフが令和3年度、積み上げ折れ線グラフが令和元年度を表しております。それぞれ下が45時間から80時間以下の割合、上が80時間を超える割合となります。

例えば、図表の1で、小学校の4月を例にいたしますと、棒グラフの斜線部分が、令和3年度の45時間を超え80時間以下の割合となりますので、こちらは、50%程度、80時間超えは、その上の濃い色の部分となりますので、20%弱であることがお分かりいただけると思います。

また、折れ線グラフの点線が、令和元年度の45時間を超え80時間以下の割合を示しますので、同じ4月で見ますと、こちらも50%程度、そして、点線からその上の実線までが80時間を超える割合を示しますので、20%弱でございます。そして、その積み上がった高さが、45時間を超える割合となりますので、令和元年度・3年度ともに、4月のその割合はおおむね70%弱となります。

また、グラフの右手に年間平均を記載しております。

グラフ等の見方は以上となります。

それでは、小学校の御説明から差し上げます。

下の囲みを御覧いただきますと、まず、年間平均は、45時間超えと80時間超えがそれぞれ令和元年度と比べ減少しております。4月の割合が最も高くなっておりまして、その理由といたしましては、授業準備が最も多くなっており、新年度の対応や初任、異動者がその主たる要因と考えておりますのと、3月に大きな差が生じていますが、元年度はコロナによる臨時休業があったためと考えております。

今、申し上げた傾向は、他の校種でもおおむね同様となっております。

次の4ページをお開きください。

図表2の中学校でございます。

4月に次いで、6月と10月の割合が高くなっておりまして、その理由が部活動となっております。また、8月、9月が減少しておりますが、その背景として、8月から9月にかけて、部活動

停止期間があったためと考えております。

次の5ページをお開きください。

図表3の特別支援学校でございます。

4月、6月が多少増加した以外は、令和元年度とほぼ同様の傾向となっております。

次の6ページをお開きください。

図表4の高等学校でございます。

全体的に80時間超えの割合が増加しており、その主たる理由は部活動となっております。

次の7ページをお開きください。

図表5「時間外在校等時間数ごとの教職員の割合」につきましては、これまで、校種別に見てきましたとおり、4月、6月の順で80時間超えの割合が多い一方、8月は99%を超える職員が45時間以下となっております。

次の8ページをお開きください。

図表6の「80時間を超える教職員の割合（年代別）」につきましては、29歳以下の教職員が最も多くなっておりまして、こちらは、例年の傾向と同様でございます。経験年数の浅い教員が授業準備に時間を要することなどが一因となっていると考えております。

次の9ページをお開きください。

図表7の「80時間を超える教職員の割合（職名別）」につきましては、4月から6月及び10月と年度末の3月で高まる傾向がある中で、教頭・副校長では特に4月、6月、3月が高くなっております。また、年間平均では、教諭、総括教諭の順で高くなってはおりますが、こちらも例年の傾向と同様でございます。

次の10ページをお開きください。

図表8の時間外在校等時間の割合を過去3年間比較したものでございます。

この3年間は、右下の囲みでございますとおり、新型コロナの影響が毎年度生じておりまして、令和3年度につきましては、夏季休業期間の延長がございましたので、こうした経年比較を行う際の「留意事項」として掲載しております。

グラフを御覧いただきますと、小学校におきましては、少しずつ右肩下りになってきております。一方、部活動が盛んな中学校及び高等学校におきましては、80時間超えの割合の増加が懸念されるところでございます。

下段の「当面の目標の達成状況」でございますが、「80時間超えをゼロにする」につきましては、元年度から3年度にかけ、0.7ポイント増加しており、「45時間超えを減少させる」につきましては、0.4ポイント減少しております。

次の11ページをお開きください。

時間外在校等時間の上限を超えた場合の事後検証についてでございます。

この事後検証は、国の指針を踏まえて制定した規則等で定める上限時間等を超えた場合に、事後的に検証を実施するものでございまして、中程の囲みにありますとおり、月80時間超えや、年間720時間超えなど三つの上限を超えた場合に、その理由や対策を学校ごとに検証を行ったものとなっております。

なお、この結果は、令和2年度の勤務分を対象として昨年度実施したものでございます。

下段1の「上限超過の主な要因」でございますが、(1)教員特有の要因として、児童等の下校

後に授業準備や教材研究等の業務の実施、(2) 外的要因として、保護者対応や週休日の地域行事への参加、(3) 人的要因として、経験年数の浅い職員の増加や欠員、(4) 令和2年度特有の要因として、新学習指導要領の全面实施や、GIGAスクール構想への対応、新型コロナウイルス関連が挙げられております。

次の12ページをお開きください。

事後検証による「主な縮減対策と効果」でございます。

まず、「業務改善・工夫」でございまして、会議や行事の精選、運動会の平日開催などの対策により、業務時間の確保等が進んでおります。また、「人的支援」では、教職員事務支援員や部活動指導員の活用により、業務の負担軽減が図られております。また、「その他の取組」といたしまして、ノー残業デーやノー部活動デーの設定、年次休暇の取得奨励など、学校の実情に応じて実施しているところでございます。

次の13ページをお開きください。

方針に基づく取組結果を御説明いたします。

全ての取組は、これら「三つの取組の視点」に位置づけております。

次の14ページをお開きください。

初めに、「視点1 学校における業務改善・支援体制の整備」の取組でございます。

主なものを御説明いたします。

「1 各学校における業務改善の支援」といたしまして、令和2年度の業務改善推進校の取組事例を動画等で各学校に共有するとともに、小学校14校、中学校7校を「業務改善推進校」として、専門的知見を活用した業務改善を推進したものでございます。

次に、「2 学校給食費の管理のあり方」につきましては、令和3年度から学校給食費の公会計化を実施したところでございます。

次の15ページをお開きください。

「6 研修体制の見直し」でございます。

当初の計画では、研修の整理や精選などを目標としておりましたが、新型コロナの感染症対策の観点もあり、GIGA端末を活用した動画配信や、ウェブ会議システムによるオンライン研修の積極的な実施を進めたところでございます。ここで、「新規」として三つ記載してございますが、これらは、令和4年度からの第2次の方針に新たに位置づけた取組でございまして、令和4年度の主な取組予定をお示しするために記載してございます。

次の16ページをお開きください。

「視点2 チーム体制の構築と学校を支える人員体制の確保」の取組でございます。

「1 教育課題に対応した教職員配置の工夫」につきましては、小学校の学級担任の持ちコマ数の軽減等を図るため、学校の実情に応じて指導方法工夫改善対応教員の一部を専科指導担当教員へ振り替えて配置を行ったところでございます。

次に、「3 教職員事務支援員の配置拡充」につきましては、令和2年度に、教職員事務支援員、又は、障害者就業員を全ての小中学校に配置し、「活用事例集」により効果的な活用方法についての学校への周知を行い、文書の仕分けや、データ入力などの業務において活用されております。

次に、「4 部活動指導員の配置拡充」につきましては、中学校全52校への配置計画に対し、51校に実配置いたしまして、実技指導等に従事し、教員の負担軽減につながっております。今

年度におきましては、中学校全校に1名配置と3校での複数配置を計画しており、計55名の配置を予定しております。

次に、「5 専門スタッフの効果的な配置の継続」につきましては、学校司書の配置拡充やスクールカウンセラーの全中学校・高等学校への配置を進めたところでございます。今年度につきましても、学校司書や巡回スクールカウンセラー等の配置拡充を進めております。

次の17ページをお開きください。

「視点3 働き方・仕事の進め方に関する意識改革の推進」の取組でございます。

初めに、「1 教職員一人ひとりの働き方に関する意識改革」につきましては、「働き方・仕事の進め方改革だより」に、教職員の時間外勤務の状況や事務局による取組紹介するなど情報共有を行ったところでございまして、今年度は、「意識改革につながる研修」を三つの階層に拡充して開催するなど、取組を進めているところでございます。

次に、「3 学校閉庁日の実施」につきましては、全ての校種で、年5日間実施しておりまして、教職員が休暇等を取得した割合が、約96%と高い取得率につながったところでございます。

なお、報告事項No.5の資料は、御説明いたしました「報告事項の本編」、同じく参考資料は、「時間外在校等時間の上限を超えた場合の事後検証」本体となっておりますので、併せて御確認いただきたいと思います。

説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問等ございますでしょうか。

石井委員、どうぞ。

【石井委員】

ありがとうございました。14ページの各学校における業務改善の支援ということで、特別支援学校スクールバスのGPSに位置情報管理システム導入、これは、具体的にはどのように運用されているのか分かれば教えてください。

【永石教育政策室担当課長】

細かな運用までは承知していない部分がございますが、スクールバスが今、どこにあるのかというところが、学校側から分からないと、それが結局のところ、保護者側が、送り迎え、それに対応する時間がよく分からないということとか、場合によっては災害対応にもそのGPSで場所が分かることによって、その所在地が分かり、災害対応につながっていることで、そうした効果があるという意味で導入したところでございます。

【小田嶋教育長】

補足をお願いします。

【田中教育政策室長】

補足でございますが、朝、スクールバスがかなり早い時間から運行しておりますので、教頭先

生が運行開始の時間からずっと学校に来ていなければいけないというところが、働き方改革の大きな課題として挙がっておりましたので、GPSがつくことによって、教頭先生が必ずしも朝の時間帯にずっと学校にいらなくても、保護者が自分の子どもがスクールバスに乗れていることが分かるということで、教頭先生の朝の時間が少し軽減されるかなというところも含めて導入したものでございます。試行の時期は、少し心配でまだ教頭が来ていますということは伺っていたんですけども、今は朝、安心して、教頭先生が定時に来ているのかどうかはまだ確認が出来ていない状況でございます。

以上です。

【石井委員】

情報の共有というか、提供というのはどのようにされているのでしょうか。例えば、保護者に、今、バスがこの地点を運行中であるとか、そういうのはどのような形で。

【田中教育政策室長】

システムとしては、スマートフォンで見られるというシステムは導入しておりますが、当初は、そこまでは出来ていなかったという運用から始まっていると聞いております。現在、最後の姿までできているのかということも、所管課でないと分からない状況ではございますが、最終的には、スマートフォンで確認できるというシステムでございます。

【小田嶋教育長】

よろしいでしょうか。

他にはいかがですか。

岩切委員。

【岩切委員】

御説明ありがとうございました。

3点ほど質問させていただきます。

一つ目ですけれども、15ページのところにございました「GIGA端末を活用した効率化」というのがあったのですが、逆に、このGIGA端末、つまり、IT化に伴って負担の増減があったかどうかということについてお聞きしたいと思います。

それから、2点目ですけれども、先ほど中学校の部活動指導員の配置拡充というところで、52校中51校とあったんですが、配置が無かったのは、どこの中学か教えてください。

最後ですけれども、年々皆さんすごい忙しくなっているなというのを痛感しているのですけれども、色々なことに対応しなければいけなくなっている中で、捨てる業務、何かやらなくてよくなった業務というのがあるのかどうか、それも教えていただきたいと思います。

【永石教育政策室担当課長】

まず、GIGA端末を導入が昨年度、3年度の春から、4月から一斉導入されたわけでございますが、やっぱり、それを活用して授業を効率化するとか、実は、授業以外の業務を効率化する

というのは、非常に、委員御指摘のとおり、準備も必要ですし、まだ、その端末そのものに教員もこれから慣れていくという時期でございましたので、令和3年度につきましては、どうしても、まず授業をそれで効率化するというところには、一定の負担があったというふうに伺っております。先ほど上限を超えた事後検証の中でも、昨年度につきましては、G I G A端末を導入するに当たっての負担があったと聞いておりますので、そこは初めての機械に触れるという意味では、一旦、負担が増加した部分だと受け止めております。

ただ、今後につきましては、このG I G A端末をうまく活用することによって、例えば、説明の中でも触れさせていただきましたが、会議をオンラインで実施するとか、そうした業務、負担を軽減するということがつながっていきますので、今後は学校がうまくそれに慣れていくということと、そういった取組、使い方について、新たな発見も含めて対応できるようにしていく、こういったことが大事なのではないかと受け止めております。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

あと、部活動指導員などについて。

【永石教育政策室担当課長】

失礼しました。残り二つございます。

部活動指導員の配置が昨年無かった学校は、橘中学校でございます。

捨てる業務につきましては、実は、今回の第二次の方針の中にもこれは挙げてございますけども、学校行事の精選や、会議の見直し、精選、こういった校内業務の中には含まれるものではありませんけども、それに優先順位等をつけながら業務を見直していく、こういった状況が大事でございますので、今、申し上げた会議や行事、こういったものについては、ぜひ取り組んでいきたいということと、無くすというわけではありませんが、やはり、二次方針の中に取り上げている取組の中では、通知表もかなり負担が大きいということで伺っておりますので、こちらについての見直しの検討、こういったことについて今後、取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

【岩切委員】

ありがとうございます。1点目のところ、G I G A端末の導入に伴うという話なんですけれども、こちら、令和3年度が非常に増えるというか、慣れるのに負担があったというお話がありました。年代別によっても違うような気がするんです。今後、これはお願いになるのですけれども、慣れている方から不慣れな方への情報の共有とか、あるいは、ノウハウの共有みたいなことをぜひお願いできたらと思います。

それから、先ほどございました、橘中学ですけれども、ここは、指導員の配置が無かったということですが、ここだけ例えば負担増が多いようなそういった傾向があったのかどうかというのを、もし分かったら教えてください。

それから、先ほど3番目の捨てる業務というところで、短縮化ということで会議の効率化というお話があったんですけれども、多分、これ、準備を早くするとか、あるいは、何分で終わらせ

るとかそういった工夫は結構色々な企業でもやっているんですけども、ぜひ、本来業務である子どもたちの関わりというところに時間が配置できるような工夫を、ぜひお願いしたいと思います。

【永石教育政策室担当課長】

今、部活動指導員の配置の中、橘中学の業務の増加というお話でございましたが、部活動指導員一人を配置したところで、数字が増えた減ったという数字の出方が、なかなか見てとるには、かなり数字的に小さい数字になるかと思っていてまして、それは、むしろ、導入した学校も同様でございます。ですので、橘中学校が何かそれに伴って業務量が増えたとか、時間外在校等時間が有意に増えたということまでは、データ上は当たってはいないところでございます。

【岩切委員】

ありがとうございました。

【小田嶋教育長】

よろしいでしょうか。

野村委員、どうぞ。

【野村委員】

御説明ありがとうございました。三つほど、申し上げたいのですが、一つ、岩切委員も質問をなさっていた部活動指導員なんですけれども、これは、日常の、いわゆる平日の指導に係る役割なのか、休日の、例えばスポーツなんかだと試合もあったりすると思うのですが、そこについては、今も先生の付添いが行われているのかということところが1点と、あとは、通知表の業務が負担になっているという点について、保護者の理解を得ながら業務の軽減をというところかというと、例えばどういうことなのか。保護者に理解を得るということは、例えば、発行の回数が減るとか、仕事の考えでそういうことが思いついたのですが、どういうことに対して保護者に理解を得ていかなければいけないのか、具体的なところを聞きたいということと、あと三つ目、法律の相談体制の拡充ということで、学校の法律相談弁護士の任用という記述があるんですけども、別立ての資料に相談件数実績があったんですけど、04-2という資料なんですけど、その21ページ、2の6のところですね、相談件数実績というのがあるんですけど、これは、弁護士の方が関わった相談件数ということなのか、実際、トラブルの件数なのか、それに対して、どれくらいの方が法的な介入を必要としたのかという割合が分かるとうれしいと思います。

お願いします。

【永石教育政策室担当課長】

三つ御質問いただきました。

まずは、一つ目の部活動指導員の担当する業務でございますが、基本的には技術指導と大会等への引率の業務が中心となっておりますので、単純に土日、週休日、先生から見た場合の週休日の対応もその部活動指導員が行っているところでございます。

次に、通知表の見直しに関してでございますが、国のほうは、通知表について、やはり教職員の負担になっているということを踏まえて、通知を出していたり、いろいろ業務改善の事例を公表してございます。その中には、通知表のいわゆる文章を書く部分、所見欄と言われてはいますがけれども、その文章をしっかりと書くところが教職員にとって非常に負担だということもあって、例えば、そこを思い切ってやめてしまおうとか、場合によっては、川崎市の場合でいうと、前期後期に分かれますが、前期はやらないとか、そういう所見欄の見直し、もしくは、書かないで済ませる工夫をしたらどうかということで、国からは通知等が来ておまして、川崎市についてもそういう方向性で検討しているところでございます。ただ、そうなりますと、これまで前期所見欄でいろいろ先生が記載をして、保護者にその欄を使って色々な情報提供してきたという部分が無くなってしまおうという意味では、保護者からすると無くなってしまおうのは困るとか、そういった御意見をいただく可能性がございますので、保護者の方たちの意見を聞きながらというか、保護者の対応を含めて課題認識をして対応していきたいと考えております。

【田中教育政策室長】

3点目について、ここの21ページに載っている相談件数実績については、教育委員会事務局のほうに週1回来ていただいている会計年度任用職員として任用している弁護士さんがいらっしゃるんですけど、その方に実際に相談をした件数になっております。相談する相手は、事務局の職員であったりですとか、学校の校長先生であったりだとか、区担当の課長だったりですとか、色々というのですが、合わせて相談件数はこの件数になっております。

【小田嶋教育長】

よろしいですか、野村委員。

他にはいかがでしょうか。

田中委員。

【田中委員】

時間があまり無い中、申し訳ありません。私も3点ほどお願いしたいと思います。

主に意見ですけれども、一つは、17ページののところに関することですが、意識改革のことですね。以前もここで話題になったのが、一人ひとりの意識の改革は重要だけれども、集団に対する意識と言いますか、教師集団全体として長く残っているという文化が未だにあるのではないかというようなことが話題になっていたかと思います。その集団のほうの意識を変えるということで、かなり個人個人の意識というのは、行動は変わってくると思うんですね。

そういう意味で、ここに挙げていただいている令和3年度の主な取組のうち、下から2番目の働き方改革の明文化というのがとても大事だと思いました。明文化することで、その社会集団としてこうしなければいけないというのが明確になるので、個人個人の行動も休む方向に行きやすいと思います。それから、4年度の主な取組のところ、管理職向けの啓発講演等、これがとても大事だと思っておりますので、ぜひ、管理職の先生方にこの辺り、当然お分かりだと思うのですが、さらに意識を強く持っていただけるとありがたいと考えております。

そう考えたとき、一番左側のこのタイトル、項目名なんですけど、「の」という言葉がとても曖

味な機能を持っていて、このタイトルは二通りの読み方ができるんですね。一つは、「教職員一人ひとりの働き方」で切れば、それに関する意識改革なので、個人も意識も集団の意識も管理職の意識も全部入るんですね。そういうのが私はいいと思うんですけど、ただ、そうではなくて、「教職員一人ひとりの」で切ってしまったら、働き方に関する意識を一人ひとりが変えなければいけないとなって、そうなる、集団の意識とか管理職の先生の意識というのが、焦点が分かりにくくなると思うので、できればここは、どういう意図でこういう表現にしているのか分かりませんが、本当はできれば「働き方に関する教職員の意識改革」ぐらいにさせていただければ、個人にターゲットが当たり過ぎないでいいのかなと思うんですけども、これ、意見でもあり、そういうのが可能かという質問でもあります。何かあればお願いします。1点目です。

2点目は、授業時間とその他の業務の時間を比べたとき、また、学校教育の歴史全体を見ると恐らく、客観的データは持っていないんですけど、授業時間以外の業務の割合が増えているんだと思うんですね。そうなってくると、これは川崎市の問題だけではなくて、国の問題ですが、やはり国として、授業時間以外の業務時間がどれぐらい増えたのかということに対応しながら、本当はもっと教職員の人数を増やさなければいけないと思うんですね。これが、国の財政が悪化している中で、非常に大変なのはよく分かるんですけども、また、先進的自治体としての川崎市として、そういう時系列的な分析をして、これではもう学校がもたないということで、文科省に提言を出すとか、近隣の、横浜とか神奈川県とも連携しながら負担軽減というのは教職員の人数を増やすことによって、それは財政を圧迫する話でもあるので財政全体の中でどうするかというのは当然分析しなければいけませんけど、教育の立場から見るとそういうものをどんどん推し進めていけるといいなと思いました。2点目です。

3点目は、この中で在宅勤務のことがどれぐらい把握できるのかよく分からないんですけども、先生方も職場に残ってはいけないというのが徹底してくると、どうしても自分としてやらなければいけないことが学校でできないとなると在宅でできることは在宅でやろうということになりますので、実質的な業務時間は減らないという可能性もあるものですから、この辺りも在宅勤務を含めて減らすということが必要だと思うんですけども、それに関して何か工夫というか、今進めて考えておられることがあれば教えていただきたいと思います。

以上です。ちょっと何か複雑なことをいろいろ言いましたので、難しいことはまた後日でも構いません。

【小田嶋教育長】

では、答えられる部分でお答えいただければと思います。お願いします。

【永石教育政策室担当課長】

1点目の意識改革のところの「の」の場所というか、教職員一人ひとりの場所の部分でございしますが、ひとまず昨年度改正作業を行った働き方の二次方針をつくったのですが、こちらについてもほぼ同じ名称で取組をつくっております。ですので、この文章については二次方針どおりとなっておりますので、修正については要検討にはなるかと思いますが、こちらの意識としては個別の教員のみを対象にした意識改革という考えではおらず、やっぱり学校全体とか管理職を含めた一人ひとりというか、もう少し大きな視点での意識改革というところを目指して取組を進め

ているところでございます。

以上でございます。

【宮川教職員企画課長】

教職員企画課の宮川でございます。

2点目と3点目の御質問に対して、今の取組の状況と、あと今後取り組む予定という形でお答えをさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【田中委員】

はい。

【宮川教職員企画課長】

まず、2点目のいわゆる授業準備以外の、教員が本来やらなくてもいいような事務的な業務とか、あるいは地域との関わりみたいところ、そういう業務がどれぐらい増えているのかということについては、やはり我々も必要なことだと考えております。実は今年度、平成28年度に国がいよいよ教職員の働き方改革ということで、勤務実態調査を行いました。そして、働き方改革を進める中で色々な附帯決議、教職員の定数改善とか給特法の改正の中で、令和4年度を目途に勤務実態調査をやって給特法の改正も含めて検討を今後していくという附帯決議ができたんですね。その上で、実際、令和4年度、今年度、国が勤務実態調査を行うというような状況ですので、我々も働き方改革の指針の中で国の動向を見ながら、勤務実態調査を本市でもやることになりますので、当然、業務の分析ということは、我々も今後行っていく予定です。国の大きな方向性ですよね、本市では、どういう形で川崎の地域性というのがどこまであるのかみたいなことを踏まえてどう分析するかというのは現在検討しているところでありますので、田中委員がおっしゃったような視点を踏まえながら対応していきたいと考えております。

3点目の教員の在宅勤務の状況なんですけれども、当然コロナで濃厚接触があつて無症状の場合は、在宅勤務という形に今GIGA端末もありますので、その中で在宅勤務を行っているということと、昨年度から試行的に夏休みの研修を、オンライン研修というものを取り入れながら今導入しているところで、令和3年度から、令和4年度は少し、研修のいわゆるオンライン化という部分を広げてまいりましたので、そういうところを一つ一つ積み上げながら、我々としては今対応しているということで御理解いただけるとありがたいかなと思います。

以上です。

【田中委員】

はい、分かりました。

ちょっと1点いいですか、すみません。

どうもありがとうございます。3点目の在宅の話では、一つは在宅勤務でもやれるようにというようなことは大事なことだと思ひまして、以前もここでも出たと思うんですね。家事や育児をやりながら家で仕事できるとか、それはもちろん大事なことですけど、もう一つ、職場にいる時間がなかなか抑えられないとなってくると、オーソライズされないというか、インフォーマ

ルな範囲での在宅勤務もしてしまうということなんですね。目に見える形では、これだけしか働いていないけれども結局仕事が終わらないから家で頑張っただけ在宅でやらなければいけないと、そっちの在宅勤務はできるだけ圧縮したほうがいいと思いますので、その辺についてもし何か今、市の教育委員会で考えていることがあれば教えていただきたいということだったんですけども、特に無ければ構いません。今後、だからインフォーマルに教員が働き方改革の中で実は家でたくさんやらなければ終わらないんだというような状況になると良くないと思いますので、それはできるだけ抑えていきたいなというような感想です。

【小田嶋教育長】

他にはいかがでしょうか。

岩切委員。

【岩切委員】

すみません。1点だけお願いいたします。

働き方に関して、実は私、会社の方でも色々な企業に対して働きかけを行っているような、そういう仕事をやっているんですけども、その中で非常に大事なのがトップダウンで色々なことを行っていくということなんですね。今、田中委員からもございましたように、その集団での意識というのを変えていくためには、上から変えていかなければいけないとよく思います。そういった意味で一つお願いですけど、教育長のほうからもぜひ各学校の校長先生とか、それから教頭先生、副校長など、そういったところにもアプローチしていただきたいなと思います。

それから、9ページ目のところを拝見しますと総括教諭の時間外が非常に多いということが見てとれるかと思えます。そういった中で、こういった責任ある職務についている先生方が率先して早く帰るようになることも非常に大事で、他の方が残っているから残っているというケースが非常に多いんです。これは企業も同じですが、そういったことがありますので、上の職員の人から早く帰るということをぜひ各学校で率先していただきたいなと思います。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

働き方改革、本当に教育の質の充実という面でも、あるいは人材確保の面でもとても重要ですので、私からもまた機会を見て校長や教頭にもしっかりと伝えていきたいと思っております。

他にはよろしいでしょうか。

はい。

【岡田教育長職務代理者】

御説明ありがとうございました。言わずもがなのことで、確認という意味で申し上げたいと思います。

働き方改革で様々な御工夫をされていることは感謝でございますが、私の目の前の小学校は5時半に校門がガラガラと開きます。私も帰りが遅いんですが、2時半、こうこうと電気がついております。やっぱりやることがあるんだというふうには思うんですね。5時半にいらっしゃる

のは多分、副校長先生か教頭先生じゃないかなとは思いますが、教員の体のことと同時に子どもたちのことを考えたときには、教員が教員であるというのは、研修を続けていかない限りは、要するに資質を高めていかない限りは教育効果が出ないなと思います。ここでの話題ではないとは思いますが、全国学力・学習状況調査の結果がもう出てきて、川崎市、私はすばらしいなと思って見ていて、こういう状況の中でも先生方が頑張っているというか、すごいなという思いがあって、そのウィルパワーを無くしてしまうような働き方改革にぜひならないようにというふうに、何か二重の無理なお願いをしているような気もしてしまって申し訳ないんですが、そのウィルパワーですね、それをぜひ継続していただく形で働き方改革が実現できるようにぜひさらなる御工夫をお願いしたいと思います。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 5について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 5は承認いたします。

報告事項No. 6 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 6 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について」の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

【喜多庶務課担当課長】

それでは、報告事項No. 6「地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について」につきまして御報告申し上げます。

こちらにつきましては、「市長の専決事項の指定について第2項による専決処分」について御報告するものでございます。

1番を御覧ください。

専決処分年月日は「令和4年6月23日」、損害賠償額は「3万4,936円」でございます。

事件の概要でございますが、「令和4年5月20日、市立学校の校庭で、剪定した樹木の枝が落下し、隣接する被害者（ア）及び（イ）所有の建物の窓ガラスを破損させたもの」でございます。

次に、2番を御覧ください。

専決処分年月日は「令和4年6月30日」、損害賠償の額は「3万2,310円」でございます。

事件の概要でございますが、「平成15年1月21日、市立学校の教室で、休み時間中、他の児童が回したこまが、被害者に当たり、負傷させたもの」でございます。

これらの事件につきましては、本市に国家賠償法に基づく損害賠償責任があることを認めたものでございます。

なお、これらの案件につきましては、令和4年第4回市議会定例会に報告をいたします。

説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問等はございますか。

岩切委員。

【岩切委員】

単純な質問で恐縮なのですが、2番目のほうですが、被害者が目黒区在住となっていて川崎市の方ではないのですけれども、何かこれは問題あるのでしょうか。

【喜多庶務課担当課長】

実はこれは平成15年に発生しております、もうこれ18年経過しております。なので、そのお子さん自体が転居しているということで、当時は川崎市内の小学校にいたという状況でございます。

【岩切委員】

ありがとうございます。

では、それに対してなんです、これはこんなに時間がかかっているのは何か理由があるのでしょうか。

【喜多庶務課担当課長】

まずは、一般的なお話となりますけれども、成長期にあるお子さんが怪我した場合というのは、その内容にもよりますけれども最終治療までどうしても時間がかかることがまれにあります。例を挙げますと、歯が折れた場合、そういった場合は顎の骨格の成長がまだ途中というか、今後どう成長していくのか分からないので、成長前にその最終治療を行わないことがあります。成長が終わった段階で成人後に最終治療を行うことが多々あります。本件のような怪我であっても、その継続したケアをするのですが、跡が残った場合は皮膚の成長によってその跡がどうなるか予想ができなかったということもありますので、最終治療というのは成人後に行うことがあったんですけれども、この案件につきましては、当時、保護者の方から、経過観察を行って、その後に手術など最終治療を行うか否かの判断をしたいという要望があったので示談まで時間を要したというふうになっております。

【岩切委員】

ありがとうございました。

【小田嶋教育長】

他にはございますか。よろしいですか。

それでは、報告事項No. 6について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 6は承認といたします。

9 議事事項

議案第11号 川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の制定について

【小田嶋教育長】

続いて、議事事項に入ります。

議案第11号「川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の説明を、庶務課担当課長、教職員企画課担当課長、お願いいたします。

【喜多庶務課担当課長】

それでは、議案第11号「川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」につきまして、御説明申し上げます。

初めに、今回の条例改正の概要につきまして、教職員企画課担当課長から御説明申し上げます。

【重田教職員企画課担当課長】

それでは、条例改正の概要について御説明いたしますので、議案第11号の資料を御覧ください。

この度改正する条例は、「川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」でございまして、教員に対し時間外勤務手当を支給しない代わりに、給料月額4%に相当する額を教職調整額として支給すること等を定めたものでございまして、本改正条例の内容は、本市職員の定年年齢の引上げに伴い、教職調整額の算定方法についての規定を新設するものとなります。

それでは、職員の定年引上げに係る制度改正について御説明いたしますので、資料の2ページを御覧ください。

制度の趣旨は、一番上の網かけ部分に記載しておりますとおり、国家公務員法等及び地方公務員法において、定年の段階的な引上げや関連する勤務制度を内容とする改正がなされたことから、本市においても、改正法の趣旨を踏まえまして、定年を段階的に引き上げ、60歳を超える職員

の知識・経験を一層活用し、将来にわたって質の高い市民サービスの安定的な提供につなげるとともに、組織全体としての活力の維持や高齢期における職業生活設計の支援を図るための措置を講じるものでございます。

勤務条件に関する主な改正内容といたしましては、まず1点目は、職員の定年につきまして、令和5年4月1日から2年に1歳ずつ段階的に引き上げ、制度完成時の令和13年4月1日に65歳とするものでございます。

2点目は、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制の導入でございますが、こちらは、管理監督職に就く職員（例えば事務局であれば部長・課長、学校であれば校長・教頭などの管理職）を、特別の事情がある場合を除き、原則、60歳で非管理監督職に異動させるというものでございます。

3点目は、特定日、職員が60歳に達した日後の最初の4月1日以後の給料月額につきまして、当分の間、給料表の級号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額、つまり、給料表に定められている給料月額の7割とする、というものでございます。

特定日以後の職員の諸手当等の取扱いについては（2）に、退職手当の取扱いについては（3）に記載のとおりでございます。

4点目は、定年前再任用短時間勤務制の導入でございますが、60歳に達した日以後、定年前に退職した職員について、短時間勤務の職で再任用することができるという制度を導入いたします。

これらの制度につきましては、令和5年4月から実施されるものでございます。

資料の3ページを御覧ください。

給与に関する措置について、特定日以後の職員の給料月額のイメージ図でございます。管理職以外の職員については例1の図のとおり、特定日以後は7割水準となるように、管理監督職から降任された職員については例2の図のとおり、特定日以後は管理職に就いていた際に支給されていた給料月額の7割と、降任後の給料月額の7割との差額を「管理監督職勤務上限年齢調整額」として支給することで、降任前の給料月額の7割水準となるように措置するものでございます。

資料の4ページは、段階的な引上げ期間中の定年でございますので、後ほど御確認いただければと思います。

概要についての説明は以上でございます。

条例の具体的な改正内容につきまして、引き続き、庶務課担当課長より御説明申し上げます。

【喜多庶務課担当課長】

それでは、ファイルの06-1、議案書を御覧いただきまして、3ページを御覧ください。

制定理由でございますが、「地方公務員法及び川崎市職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、所要の整備を行うもの」でございます。

1枚おめくりいただきまして、4ページを御覧ください。

改正の内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。

第2条の改正でございますが、地方公務員法の一部改正により、引用していた部分が改正されたことに伴い、所要の整備を行うものでございます。

続きまして、新たに加えます制定附則第2項でございますが、これは、川崎市職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、年度当初において60歳である教員の給料月額、前日の給料月額の7割水準となりますが、教職調整額の算定の基礎となる給料月額を、その7割水準である給料月額とするものでございます。

続きまして、新たに加えます制定附則第3項でございますが、これは、役職定年制の導入に伴って降格等された教員については、7割水準となった給料月額に加え管理監督職勤務上限年齢調整額が基本給として支給されることから、教職調整額の算定の基礎となる給料月額も、管理監督職勤務上限年齢調整額を含めた金額とするものでございます。

恐れ入りますが、議案書の2ページにお戻りください。

附則でございますが、この条例の施行期日を令和5年4月1日とするものでございます。

こちらの条例案につきましては、9月に開催される市議会定例会に議案として提出する予定でございます。

議案第11号の説明につきましては、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますでしょうか。

野村委員。

【野村委員】

御説明ありがとうございました。

私の資料を読み取る力が未熟ゆえの質問でしたら大変失礼なんですけれども、06-2の資料を御覧いただきたいのですが、1ページ目に教職調整額の趣旨として時間外勤務手当を支給せず教職調整額を支給するとあるんですけれども、次の2ページ目の3の(2)のイのところ、時間外勤務手当、色々あって最後に教職調整額等というのがあったので、さっきは時間外勤務手当を出さずに教職調整額という記述があったので、私の中では矛盾というか理解ができなかったのですが、ここの辺りを詳しく御説明いただければ助かります。

【重田教職員企画課担当課長】

いただいた御質問でございますが、教職調整額というものが、給料月額、その職員にとってのお給料に対して一律4%というパーセンテージが教職調整額として支給されるもので、一般の我々のような事務方の職員であれば時間単価の25%程度が時間外勤務手当として支給されるんですけれども、教員については給料月額の4%を給料月額に上乗せしてお給料をお支払いするという仕組みになっています。今回の制度の改正内容といたしましては、60歳を超える職員については一律給料月額を7割にするといった制度改正が行われます。その際に、教職調整額をどのように算定しましょうかというようなことが、先ほど見ていただいた2ページの3の(2)に書いてあるのですが、具体的に申し上げますと、諸手当の扱いということで、アはその7割水準とするというもので、イは給料月額が7割水準になってしまうので、教職員調整額の算定に当たっても60歳前の給料を基準とするのではなく7割を基準として教職調整額を算定していきますと

いうような形になっています。

【小田嶋教育長】

野村委員、いかがでしょうか。

【野村委員】

ごめんなさい。このところで時間を延ばすことではないのですが、つまりそれは上限分を超えたときに、特定日をもって管理職についていた方は、教職調整額に加えて時間外手当がつく、ここも違うんですか。

【重田教職員企画課担当課長】

すみません。私の説明が悪くて申し訳ございません。

管理職についての教職調整額というのは支給されないんですけども、教員に対して教職調整額といったものが現在支給されておまして、それが給料に対して4%という形で出ているんですけども、60歳に達した4月1日以降は給料自体が7割になってしまうので、その7割に対して4%を掛けましょうというような設計になっています。

時間外勤務手当は出ないです。

申し訳ございません。この3の(2)のイに書いてございます時間外勤務手当は、例えば学校でいうと学校事務職員であったり学校栄養職員、用務員、調理員といった職種の者には時間外勤務手当が支給されますのでこういった表記になっていたんですけども、大部分の教員については時間外は出ませんので、教職調整額で代替されるという形でございます。申し訳ございませんでした。

【野村委員】

分かりました。

【小田嶋教育長】

他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第11号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第11号は原案のとおり可決いたします。

- 議案第 1 2 号 川崎市市民館条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1 3 号 川崎市教育文化会館条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1 4 号 川崎市青少年の家条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1 5 号 川崎市少年自然の家条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1 6 号 川崎市青少年科学館条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1 7 号 川崎市立日本民家園条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1 8 号 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例の一部を改正する条例の制定について

【小田嶋教育長】

次の「議案第 1 2 号 川崎市市民館条例の一部を改正する条例の制定について」、「議案第 1 3 号 川崎市教育文化会館条例の一部を改正する条例の制定について」、「議案第 1 4 号 川崎市青少年の家条例の一部を改正する条例の制定について」、「議案第 1 5 号 川崎市少年自然の家条例の一部を改正する条例の制定について」、「議案第 1 6 号 川崎市青少年科学館条例の一部を改正する条例の制定について」、「議案第 1 7 号 川崎市立日本民家園条例の一部を改正する条例の制定について」、及び「議案第 1 8 号 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例の一部を改正する条例の制定について」、以上 7 件ですが、これらはいずれも使用料・手数料の見直しに伴い関係する条例の一部を改正する条例の制定に関する議案となりますので、一括して審議したいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

【各委員】

< 異議なし >

【小田嶋教育長】

それでは、一括して審議いたします。

議案第 1 2 号から議案第 1 8 号の議案 7 件の説明を、庶務課担当課長、生涯学習推進課長、お願いいたします。

【喜多庶務課担当課長】

今、御説明がありました議案七つの条例改正につきまして、御説明申し上げます。

これらの議案につきましては、いずれも施設の使用料等の改正、改定に関するものでございますので、一括して御説明申し上げます。

初めに、今回の条例改正の概要につきまして、生涯学習推進課長から御説明申し上げます。

【箱島生涯学習推進課長】

生涯学習推進課長でございます。よろしくお願いたします。

それでは、議案第 1 2 号から 1 8 号までの各施設の使用料等の見直しにつきまして、御説明を申し上げます。ファイルの「07-2 議案第 1 2～1 8 号資料」をお開き願います。

初めに、1 の「これまでの経過」を御覧ください。

本市の公の施設の使用料・手数料につきましては、平成 2 6 年 7 月に、「使用料・手数料の設定

基準」を策定し、平成29年4月に全庁的な手数料・使用料の見直しを実施いたしました。この設定基準におきましては、概ね4年ごとに、原価計算に基づく使用料・手数料の見直しを行うこととしており、令和3年4月に見直しをすることを予定しておりましたが、この間の新型コロナウイルス感染症に伴う社会状況の変化による市民生活への影響を踏まえまして、その実施時期を延期しておりました。このたび、令和5年4月に全庁的な見直しを行うこととなったことから、これらの施設についても使用料・手数料の見直しを行うものでございます。

次に、2の「使用料等改定の考え方」を御覧ください。

今回の改定に当たりましては、「使用料・手数料の設定基準」に基づき、各施設に設定された「標準的受益者負担割合」と平成27年度から平成30年度決算額をベースとした「平均的受益者負担割合」を比較しながら、本体価格の見直しを図るとともに、その本体価格に消費税率10%を乗じ、消費税の負担の転嫁を図るものでございます。

次に、3の「受益者負担割合について」の(1)「標準的受益者負担割合」を御覧ください。

「使用料・手数料の設定基準」におきましては、公の施設を、施設の性格や、その施設で提供しているサービスの内容に応じて、「市場性」や「公共関与の必要性」を基に、「標準的受益者負担割合」を示しており、今回改定を予定している各施設は、その負担割合を25%程度に設定しています。

2ページ目に参りまして、(2)「平成27年度から平成30年度決算額をベースとした平均的受益者負担割合」を御覧ください。

平成27年度から平成30年度の決算額から算出した「平均的受益者負担割合」は、「教育文化会館」、「市民館」及び「有馬・野川生涯学習支援施設」は21.0%、「青少年の家」は24.3%、「八ヶ岳少年自然の家」は12.1%、「日本民家園」は、18.1%となります。

表の右側を御覧いただきまして、今回の使用料等の改定内容についてでございますが、「標準的受益者負担割合」の25%に対しまして、「平均的受益者負担割合」が、プラス・マイナス2割以内となっている「教育文化会館」、「市民館」、あるいは「有馬・野川生涯学習支援施設」及び「青少年の家」の施設使用料等については、本体価格は据置きして、消費税10%の負担転嫁のみを行います。それ以上の乖離のある「八ヶ岳少年自然の家」の施設使用料等と「日本民家園」の入園料につきましては、本体価格の見直しを含めて、消費税10%の負担転嫁を行うことといたします。

次に、4の「使用料等の改定について」を御覧ください。

図表1は、「教育文化会館」、「市民館」、「有馬・野川生涯学習支援施設」及び「青少年の家」の施設使用料等の消費税の負担転嫁イメージを、図表2には「八ヶ岳少年自然の家」の施設使用料等と「日本民家園」の入園料の本体価格の見直しを含んだ改定イメージを記載してございます。

なお、本体価格の見直しに当たりましては、「使用料・手数料の設定基準」におきまして、「標準的受益者負担割合」と「平均的受益者負担割合」の間に、大幅な乖離がある場合であっても、見直し後の使用料等は、改定前の使用料等の1.1倍を超えない額としております。従いまして、今回の本体価格の見直しに当たりましても、現行使用料等の1.1倍の改定をするものでございます。

3ページ目に参りまして、(2)主な改定内容には、各施設の主な現行使用料等と改定後の使用料等をお示ししてあります。このうち③の受益者負担割合以外の見直しとして、「青少年科学館」

と「日本民家園」の特別利用料（使用料）につきましても、本体価格は据置きをいたしまして、消費税10%の負担転嫁のみを行います。

今後につきましても「受益と負担の適正化」に向けて、原価計算による状況把握を行いながら、継続的にコストの縮減や施設利用者の増加に取り組み、施設の運営状況、物価の変動、税制改正などの動向を踏まえた見直しは必要と考えておりまして、概ね4年ごとにその検討をしていくこととしております。

次に、5の「博物館法の一部改正に伴う条例改正について」を御覧ください。

令和4年4月に博物館法の一部改正により同法18条の規定が削除されたことから、その条文を引用していた「日本民家園条例」の第1条からも削除をする規定の整理を行うものでございます。

最後に、今後のスケジュールについてでございますが、教育委員会での御審議をいただいた後、令和4年第4回市議会定例会に条例改正議案を提出する予定であり、議決後には、市政だよりやホームページ等を通じて、見直しの内容について周知・広報を実施し、令和5年4月から新しい使用料等に改定する予定でございます。

私からの説明は以上でございます。

【喜多庶務課担当課長】

続きまして、条例の具体的な改正内容につきまして御説明申し上げます。ファイル「07-1 議案第12～第18号」を御覧ください。

今回の七つの条例は、それぞれ施設の目的、設置、事業、使用料等に関し、必要な事項を定めるものでございます。

初めに、議案第12号、川崎市市民館条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書の6ページを御覧ください。

制定理由でございますが、「市民館の使用料の額を改定するため、この条例を制定するもの」でございます。

続いて、7ページを御覧ください。

改正の内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。内容は、第11条使用料関係の別表について、各施設の使用料を、現行価格に108分の110を乗じた金額に改めるものでございます。

続きまして、議案第13号、川崎市教育文化会館条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書の15ページを御覧ください。

制定理由でございますが、「教育文化会館の使用料の額を改定するため、この条例を制定するもの」でございます。

続いて、16ページを御覧ください。

改正の内容につきましては、新旧対照表で御説明いたします。内容は、先ほどの市民館条例と同様、第11条使用料関係の別表について、各施設の使用料を、現行価格に108分の110を乗じた金額に改めるものでございます。

続きまして、議案第14号、川崎市青少年の家条例の一部を改正する条例について御説明いた

します。

議案書の22ページを御覧ください。

制定理由でございますが、「青少年の家の利用料金の上限額を改定するため、この条例を制定するもの」でございます。

続いて、23ページを御覧ください。

改正の内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。内容は、第10条使用料関係の二つの別表について、1の施設利用料及び2の設備利用料を、現行価格に108分の110を乗じた金額に改めるものでございます。また、今回の料金改定により、10円未満の端数が生じ得るため、別表の1、施設利用料(2)日帰り利用料の表備考、及び、別表2、設備利用料の表備考に、それぞれ10円未満の端数を切り捨てる旨の規定を追加しております。

続きまして、議案第15号、川崎市少年自然の家条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書の27ページを御覧ください。

制定理由でございますが、「少年自然の家の利用料金の上限額を改定するため、この条例を制定するもの」でございます。

続いて、28ページを御覧ください。

改正の内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。内容は、第13条利用料金関係の別表について、各施設の利用料を、現行価格の1.1倍とするものでございます。

続きまして、議案第16号、川崎市青少年科学館条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書の31ページを御覧ください。

制定理由でございますが、「青少年科学館の特別利用料の額を改定するため、この条例を制定するもの」でございます。

続いて、32ページを御覧ください。

改正の内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。内容は、第10条特別利用関係の別表について、各種利用料を、現行価格に108分の110を乗じた金額に改めるものでございます。

続きまして、議案第17号、川崎市立日本民家園条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書の35ページを御覧ください。

制定理由でございますが、「日本民家園の入園料及び特別利用料の額を改定し、並びに博物館法の一部が改正され、公立博物館の設置に関する事項は条例で定めることとする規定が削除されたことに伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するもの」でございます。

続いて、36ページを御覧ください。改正の内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。

初めに、第1条の改正でございますが、博物館法の一部改正により、引用していた条文が削除されたことに伴い、規定の整理を行うものでございます。

次に、第10条入園料関係の別表でございますが、普通入園料を現行価格の1.1倍の金額に改めるものでございます。

次に、第11条特別利用関係の別表でございますが、各種利用料を、現行価格に108分の110を乗じた金額に改めるものでございます。

最後に、議案第18号、川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書の40ページを御覧ください。

制定理由でございますが、「有馬・野川生涯学習支援施設の利用料金の上限額を改定するため、この条例を制定するもの」でございます。

続いて、41ページを御覧ください。

改正の内容につきましては、新旧対照表で御説明いたします。内容は、第9条使用料関係の別表について、1の施設利用料及び2の設備利用料を、現行価格に108分の110を乗じた金額に改めるものでございます。

続きまして、今、御説明いたしました七つの条例の附則についてでございますが、議案第12号から18号までは同様の内容となっておりますので、一括して御説明させていただきます。

議案書の39ページにお戻りください。

議案第18号で御説明させていただきます。附則でございますが、第1項は施行期日を令和5年4月1日とすること、第2項は経過措置として、令和5年4月1日の施行の際に使用許可を受けている者の使用料については、改正前の使用料を徴収することを定めているものでございます。議案第12号から17号の附則につきましては、後ほど御覧いただければと存じます。

以上、これらの七つの条例案につきましては、9月に開催される市議会定例会に議案として提出する予定でございます。

議案第12～18号の説明につきましては、以上でございます。御審議の程、よろしく御願いたします。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますでしょうか。

野村委員。

【野村委員】

御説明ありがとうございます。

1点、この値上げを大きいと捉えるか小さいと捉えるかは人それぞれではあるんですけども、値段が上がったことによって利用が遠のいてしまったら残念という思いがあるので、なぜ値上げが必要だったかを考えるときも、その大元になっている標準的受益者負担割合と平均的受益者負担割合の数字が離れているものについては、どうしてそうなっているのかというところが単純に気になりました。例えば、この07-02の資料にある2ページ目の表ですと、八ヶ岳少年自然の家もまた値上がりするんですね。ただ、27年から30年度を見ていくと受益者割合は一応上がってはいっているので、上がっていくということは経費が下がって使用料が上がるということになるんですね。

【箱島生涯学習推進課長】

逆で、経費が上がって、使用料がそのままとなります。

【野村委員】

受益者割合が落ちる、ではその経費の動きとか使用料が減ったり増えたりというところがその施設の運用の部分だったり、その辺の分析が出ているのか、年度で大分違ったりもするので、4.1が16.0だったりすると、ばらつきがこれだけあるのはなぜかと思いました。

【小田嶋教育長】

今のことについて、説明をお願いします。

【箱島生涯学習推進課長】

ありがとうございます。わかりづらくて申し訳ございません。

まず、この変化については、八ヶ岳少年自然の家をとってみると指定管理料でございますので、指定管理料として市から出しているものにプラスして市が修繕などを出している経費、要は施設にかかっている経費の部分は年々少しずつ上がっていくというのは、光熱水費等も含めると、上がっていくものが想定されるところでございます。それに対して、施設使用料が利用者数等によって変わらない部分と変わっていく部分、増えていく部分と減っていく部分、利用者によって上下する部分というのは確かにあると思うのですが、八ヶ岳少年自然の家の場合にはその半分ぐらいは学校の自然教室で利用しておりますので、普通に利用していればそんなに大きく影響は無いかなというところですが、今回のものについては、なぜ平成30年度で止めているかというのと、新型コロナウイルスの影響の無い30年度で止めておりますので、一定の利用数についてはそのまま普通だと考えていただければと思っています。しかしながら、八ヶ岳少年自然の家については、この前回の改定が、先ほど私どもが御説明した平成29年4月に一度改定を行っておりますが、その時には施設利用料の改定を行っておりません。その間、八ヶ岳は変わっておりませんので、どんどん経費が上がっていくのに対して施設使用料がそのままに据え置かれているので、金額としては今回見直しの対象になっているということが1点ございます。

もう一点、八ヶ岳少年自然の家につきましては、それまで算出をしていた計算式の中で、包括外部監査から御指摘を受けております。包括的に外部の人から監査を受ける制度がありまして、その外部監査で御指摘を受けている中で、算出式の中に一部、施設料の減免をする額のところを、それまで一般利用者の割合で割っていたものを、しっかりと減免の実績額を掛けないと適正ではないのではないかという御指摘を受けていまして、その御指摘の算定の変更はさせていただいてるところでございます。したがって、今、適正に算出をするとこの受益者負担割合が12.1%ということになって大幅に乖離がありますので、今回見直しをさせていただくということになってございます。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

よろしいでしょうか。

他にはいかがですか。よろしいですか。

それでは、採決に入りたいと思います。採決につきましては1点ずつ行っていきます。
まず、議案第12号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第12号は原案のとおり可決いたします。

次に、議案第13号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第13号は原案のとおり可決いたします。

次に、議案第14号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第14号は原案のとおり可決いたします。

次に、議案第15号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第15号は原案のとおり可決いたします。

次に、議案第16号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第16号は原案のとおり可決いたします。

次に、議案第17号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第17号は原案のとおり可決いたします。

次に、議案第18号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第18号は原案のとおり可決いたします。

10 閉会宣言

【小田嶋教育長】

本日の会議は、これをもちまして終了いたします。

(15時38分 閉会)